

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九六

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「五十五歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員は、五十歳）を超える職員であるときは、当該年齢を超えた日の直前の四月一日以後の期間については、二、」を削り、「（五十五歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員は、五十七歳）を超える特定職員であるときは、当該年齢を超えた日の直前の四月一日以後の期間については、二）」を、「人事委員会が別に定める職員であるときは、人事委員会が別に定める数」に改める。

第三十五条第一項中「特定職員を」を「職員を」に、「当該特定職員を」を「当該職員」に改め、「この条において」を削り、「」に代じて」の下に「、特定職員にあつては」を、「特定職員昇給号給数表に」の下に「、特定職員以外の職員（以下「一般職員」という。）にあつては別表第七の三に定める一般職員昇給号給数表に」を加え、同条第二項中「特定職員の昇給区分」を「職員の昇給区分」に、「当該特定職員の勤務成績の区分」を「当該職員」に改め、「次の各号」の下に「に掲げる職員」を加え、「第四号又は第五号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断」を「昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の規定による懲戒処分を受けた職員その他人事委員会が定める職員にあつて」に、「行う」を「決定する」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
 - イ 勤務成績が極めて良好である職員 一号該当
 - ロ イ以外の職員 二号該当
- 二 勤務成績が良好である職員 三号該当
- 三 前二号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

長（産業技術総合センターの副センター長に限る。）」を削り、
「IT統括幹
特に重要な業務

「IT統括幹

税務局長

を所掌する参事」を
特に重要な業務を所掌する参事
に改め、「企画参与」を削

特に重要な業務を所掌する参与」

り、「会計管理者
「会計管理者

極めて重要な業務を所掌する参事
を
極めて重要な業務を所掌する参事

極めて重要な業務を所掌する参事」

に改める。

別表第一ハの表中「森林研究室長」を削り、「次長」を「森林研究室長」に改め
る。

「課長
「本庁の課長

別表第一二の表中 副参事
を
副参事
に、
「副部长
「本

地域機関の副局长」
感染症対策幹」
参

庁の部長

庁の副部长
に改める。

事
」

別表第七の二を次のように改める。

別表第七の二 特定職員昇給号給数表（第三十五条関係）

昇給区分 昇給の 号給数	一号該当	二号該当	三号該当	四号該当	五号該当
	八以上	六	三	二	〇
二以上	一	〇	〇	〇	

備考 この表に定める上段の昇給の号給数は条例第四条第八項の規定の適用を
受ける特定職員以外の特定職員に、下段の昇給の号給数は同項の規定の適
用を受ける特定職員に適用する。

別表第七の二の次に次の一表を加える。

別表第七の三 一般職員昇給号給数表（第三十五条関係）

昇給区分 昇給の 号給数	一号該当	二号該当	三号該当	四号該当	五号該当
	五以上	四	二	〇	〇
一以上	〇	〇	〇	〇	

備考 一 この表に定める上段の昇給の号給数は条例第四条第八項の規定の適
用を受ける一般職員以外の一般職員に、下段の昇給の号給数は同項の適

規定の適用を受ける一般職員に適用する。

- 二 二号該当の昇給区分の昇給の号給数は、この表に定めるもののほか、人事委員会が別に定めるところにより決定するものとする。
- 三 行政職給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級が二級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会が別に定める一般職員に対するこの表の適用については、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
(平成十八年改正初任給規則の一部改正)
- 2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則七―八四二。次項において「平成十八年改正初任給規則」という。）の一部を次のように改正する。
附則第八項を削り、附則第九項を附則第八項とし、附則第十項を附則第九項とする。
(昇給の号給数に関する経過措置)
- 3 前項の規定による改正前の平成十八年改正初任給規則附則第八項に規定する者のうち、採用日後最初の昇給日が平成二十九年四月一日である者の当該昇給日における昇給の号給数は、なお従前の例による。
(平成十九年改正初任給規則の一部改正)
- 4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則七―八六〇）の一部を次のように改正する。
附則第二項から第六項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。